

【改定】令和2年8月1日以降適用

○土木工事標準積算基準書 ○週休2日

○工事情報共有システム ○工事特記仕様書

令和2年8月1日以降公告または指名通知する工事から適用

■補正係数改定の前倒し

青森県では国交省から3月に提供される積算基準等の改定資料に基づき、例年10月から適用していますが、今年度は多くの工事に影響を与える諸経費等の率改定について、前倒して8月1日以降に公告または指名通知する工事から適用します。

①土木工事標準積算基準書

(1) 共通仮設費率：施工地域補正改定

(2) 現場管理費率：施工地域補正改定、法定外労災保険分を新たに計上

青森県 HP <https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/hyouzyun-sekisan.html>

②週休2日確保工事実施要領

上段:旧 下段:新	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01 1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.02 1.03	1.04	1.05 1.06

青森県 HP <https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/i-construction.html>

■工事情報共有システム利用基準

今後の工事情報共有システムによる遠隔臨場、電子成果品作成、電子検査、オンライン電子納品の機能など、本格的活用にむけて備えるため、全ての工事において利用することを原則とします。

青森県 HP https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/koji_johokyoyusystem.html

■土木工事特記仕様書

- ・法定外労災保険に関する記載を追加
- ・工事情報共有システムに関する記載を改定
- ・現場環境改善費に関して文言を補足